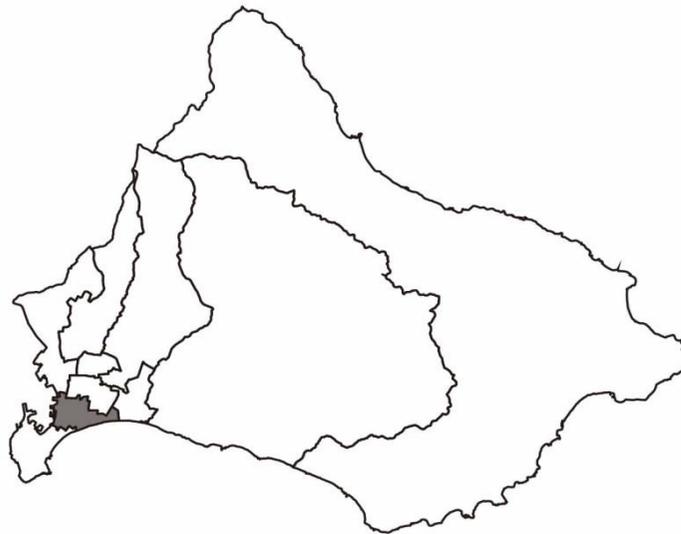


高齢者あんしん相談窓口

函館市地域包括支援センター こん中央

平成28年度活動計画

中央部第1圏域



— 目 次 —

1. 圏域の特徴と課題	…	p.1
2. 現状分析と活動計画		
＜介護予防事業＞		
1. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	…	p.2
＜包括的支援事業＞		
1. 総合相談支援業務	…	p.3～p.4
2. 権利擁護業務	…	p.5～p.6
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	…	p.7
4. 介護予防ケアマネジメント業務	…	p.8
5. 地域ケア会議推進事業	…	p.9
＜任意事業＞		
1. 家族介護支援事業	…	p.10
2. 住宅改修支援事業	…	p.11

圏域の特徴と課題

中央部1

1. 人口の推移と年齢構成

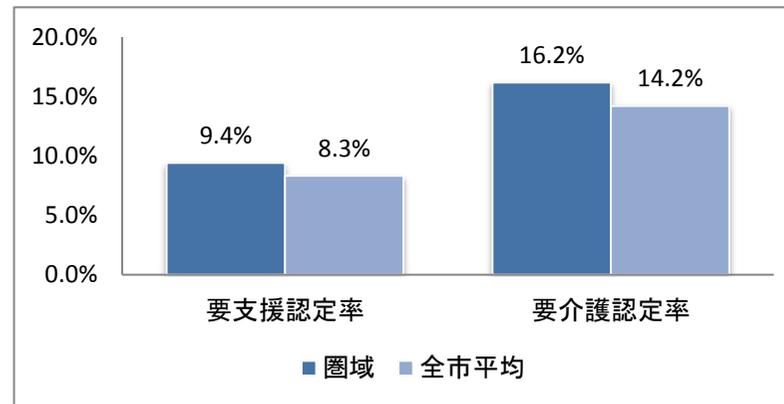
	(人)					H28.3末	
	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	割合(%)	全市(%)
年少人口	2,467	2,364	2,301	2,243	2,168	8.9%	10.3%
生産年齢人口	15,350	14,894	14,352	13,965	13,375	54.9%	57.3%
高齢人口	8,518	8,588	8,703	8,746	8,816	36.2%	32.5%
(再掲)65～74歳	3,999	4,014	4,112	4,210	4,247	17.4%	16.4%
(再掲)75歳以上	4,519	4,574	4,591	4,536	4,569	18.8%	16.1%

2. 世帯構成

	H28.3末		
	世帯数(件)	割合(%)	全市(%)
高齢者単身世帯	4,069	28.1%	22.6%
高齢者複数世帯	1,503	10.4%	12.1%
その他	8,914	61.5%	65.3%

3. 要支援認定の状況

	H28.3末		
	H27.3	H28.3	全市
要支援認定者(人)	836	829	7,219
要支援認定率(%)	9.6%	9.4%	8.3%
給付実績(人)			
給付率(%)			



4. 介護保険サービス事業所数

	H28.3末
居宅介護支援事業所	11
小規模多機能型居宅介護	3

5. 圏域の課題

圏域における人口は1年に2%ずつ減少(年少、生産人口が毎年570人平均減少)。高齢人口は75人/年増加し高齢化率36.2%。圏域内の約8割の高齢人口が35～40%に及ぶ。高齢者単身世帯は全世帯の28%以上を占める。現在、高齢者一人を生産年齢層1.5人で支えるが担い手不足の状況が更に悪化することが予想される。要介護認定者は高齢者の25.6%を占め全市平均22.5%をはるかに上回る。生活保護受給率は8.7%と(全市4.4%)と突出し経済的な支援を要する人が多い。

地域包括ケアシステムの構築をすすめる中でも、特に、高齢者自らの介護予防や住民が共に支え合う「互助」の意識をもち行動できる地域づくりをすすめることが重要である。

介護予防事業

1. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

【根拠法令】旧介護保険法115条の45第1項第1号

【目的】健康づくりに関する活動の体験や知識の普及を通して、地域の高齢者の介護予防に対する意識を高めることにより、自立した生活の継続と社会参加の促進を図ることを目的とする。

【重点事項】健康づくり教室が終了しても、地域の高齢者が介護予防に関する活動を継続できるよう支援する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		目標	具体策	評価指標
健康づくり教室 (新規・継続・自主)	<p><課題> 高齢化率・認定率が高く、H31高齢者人口ピークを迎えた後も率上昇する事が予想される。 生活習慣病の発症や悪化、高齢による衰弱状態にある人が多く、要支援要介護状態になるリスクが高い。 健康づくりの意識を持ちづらい地域環境にある。</p> <p><背景> ○高齢者率36.2%、認定率25.6%と高い率である。介護の必要になった原因として循環器疾患、筋骨系疾患が高位にある。 ○健診・生活ニーズ調査より ・腎機能低下、高血圧、脂質異常、糖尿病などの有所見者が多い。 ・栄養状態が悪く「痩せ」が多い。 ・認知症、うつ傾向にある人が多い。 ・健康に関心を持つ人が少ない。 ○生活保護受給率が高い。 ○交通機関や商業施設が不足している地域がある。</p>	<p>地域の高齢者が自らの介護予防の意識を持つ</p> <p>地域の自主グループで介護予防活動ができる。 1)身近な地域で健康づくりのためのグループ活動ができることを理解する。 2)自主活動に向けて工夫できる事をグループで話し合いを実践する。 3)自主グループ活動を継続できる。 ※元気deサロン金堀広野が自主グループとして活動できる。</p>	<p>新規教室の開催 的場町地区等(予定)の町会館等において開催する。 月2回実施。プログラムとして、運動実践の他、頭の体操、健康講話等を取り入れる。 教室の進め方や内容などメンバーで話し合いをしたり懇談の時間を持つなど、自分たちの会として意識をもてるように工夫する。</p> <p>継続教室の自主活動支援 リーダーやサポート役になるメンバーを中心に、活動運営、内容等をメンバーで話し合い実践できるよう支援する。メンバーが興味をもって取り組めるようなプログラムの提案をする。 1)2日目教室 元気deサロン金堀広野(終末処理場集会所)月1回 元気deサロン新川(新川町会館)月2回～後期月1回 2)3日目以降 元気deサロン上新川(上新川町会館)月1回 元気deサロン明和園(救護施設明和園)月2回 松濤いきいき教室(特養松濤7階)月2回 自主活動グループの後方支援 元気deサロン千代台(千代台町会館)後期数回</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開催回数(新規・継続) ・自主グループ支援回数 ・参加者数(実・延) ・参加者の行動変容 ・継続活動の状況
住民への 介護予防に関する 広報・啓発活動	<p><課題> 高齢化率・認知率が高い。 介護予防について自らのこととして意識を持つ人が少ない。 認知症の理解不足や関わり方がわからないまたは無関心な住民が多い。</p> <p><背景> ・生活ニーズ調査より 健康に対する関心をもつ人が少ない。 ・認知症をもつ人に対する偏見や誤った認識をしている住民が多くなる。</p>	<p>1)健康づくり、介護予防について意識を持つ人が増える。 2)認知症に関して地域理解が深まる。</p>	<p>○広報紙、パンフレットの作成と配布 健康づくり、介護予防に関する内容を掲載し、地域懇談会、町会や民生児童委員協議会、在宅ふれあい運営推進会議等で周知を図る。</p> <p>○出前講座の開催 転倒予防、認知症予防、高齢期の栄養、健口教室など介護予防講座を実施する。 または外部講師派遣の調整をする。 認知症サポーター養成講座の開催。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙・パンフレットの配布回数と対象者 ・出前講座、講師派遣回数と対象者

包括的支援事業

1. 総合相談支援業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第1号

【目的】地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげるなどの支援を行うことを目的とする。

【重点事項】支援が必要な高齢者を早期発見し、適切な支援を行うために、気になる高齢者に気付く視点や地域包括支援センターの役割について普及啓発を行い、地域包括支援ネットワークの構築を強化する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
地域包括支援 ネットワーク構築	<p><課題> 高齢者を取り巻く問題は多様化している。 介護保険サービスだけでは解決できない。</p> <p><背景> ・貧困化、核家族化による独居高齢者が多い。 ・障がいのある家庭と同居しているがそれぞれの支援機関が繋がっていない。</p>	<p>1) 支援を必要とする高齢者の発見、支援ネットワークの構築</p> <p>2) 高齢者分野だけでなく多面的ネットワークの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連携機関のリスタアップ、把握。 ・民生、町会、老人会等の行事に参加、情報の共有。 ・運営推進会議への参加 ・出前講座、認知症サポーター養成講座の開催を通し依頼団体とのネットワーク構築を図る。 ・地域ケア会議の企画、開催。 ・診療所、歯科、薬局などへの情報提供。 <p>研修会への参加、個別ケースを通じて以下の機関などとネットワーク構築を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主サークル、ボランティア団体 ・金融機関、商業施設、法テラス、成年後見センター ・認知症の人を支える家族の会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク構築数
実態把握	<p><課題> ・実態把握できていない高齢者が多く潜在している。</p> <p><背景> ・平成26年、圏域の高齢者人口の12%を実態把握はできている。 ・町会や自治会への加入率は61%である。 ・町会や老人クラブ等に加入していない高齢者が多い。</p>	<p><計画数値> ・利用者基本情報作成数【949件】</p> <p>1) 支援を要する高齢者等の早期発見</p> <p>2) 地域における高齢者の課題を把握する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民児協定例会、町会行事、老人会のスケジュールを把握し、積極的に参加し、情報収集を行う。 ・見守りネットワーク事業を通し実態把握を行う。 ・圏域内サ高住、下宿などの体制及び入居者等の情報収集を行う。 ・電話で終了することなく、なるべく訪問・面接を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者基本情報作成数と計画数値に対する達成率 ・利用者基本情報作成の内訳と地域支援事業分の計画数値に対する達成率 ・実態把握率

1. 総合相談支援業務

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
総合相談	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・困難化、複雑化した問題を抱えた高齢者が増えている。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・独居高齢者の増加 ・支援者が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題が困難・複雑化する前に早期に介入できる ・地域(民生や町会)からの相談割合が増える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップサービスの拠点として、専門的支援をする。また、専門機関へ繋ぐ。 1) 365日、24時間体制を保つ。 2) 複数の職員で多角的に判断し、役割分担を行う。 3) 地域の社会資源のリストアップ、把握 4) 収集しているデータの分析を行い、相談経路、内容地域特性を把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応件数(実・延) ・相談形態内訳 ・相談者の続柄内訳 ・相談内容内訳
保健福祉サービス等の利用調整	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援を要する高齢者が増えている <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・独居高齢者の増加 ・支援者が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 個別ニーズに応じ、健康福祉サービス等の適切な活用の支援をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャーや民生委員等へ制度を適切に周知していく。 ・的確にニーズ把握を行う。 ・適切にサービス調整をする。 ・モニタリングを実施し、必要に応じてサービスの再調整を行う。 ・シルバー人材センター、介護保険事業所との連携強化を図り、利用者の状況変化に応じたサービスに繋げる(生活援助員、生活指導員、生きがい通所等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用調整件数 ・モニタリング実施数(率)
住民に対する広報・啓発活動	<p><課題></p> <p>地域包括センターやセンターの役割が地域住民に知れ渡っていない。</p> <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの知名度の低さ ・地域の高齢者が包括支援センターのことを知らない方が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 包括支援センターの機能と役割の周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙を発行(年3回) ・町会、民生、在宅福祉委員、地域サークル活動等へ配布し、周知を図る。 ・気になる高齢者に気付く視点を持ち、専門機関へ繋がられるように出前講座、認知症サポーター養成講座等で周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙発行回数 ・出前講座や講師派遣の回数と対象者

包括的支援事業

2. 権利擁護業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第2号

【目的】地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うことを目的とする。

【重点事項】高齢者虐待の早期発見のため、個々のケース支援を通じて、医療機関との連携を強化する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
権利擁護相談 (高齢者虐待・困難事例への対応、成年後見制度の利用促進・消費者被害の防止に関する対応)	<p><課題> 認知症高齢者の増加で件数の増加、内容が複雑化、困難化している。 1)圏域内の高齢者人口が40%に及ぶ町が7割を占めている。 2)生活困窮世帯の増加 ・生活保護受給率が全市の2倍だが受給に至らない世帯や、負債を抱えている世帯の増加があり、ハイリスクである</p> <p><背景> ・認知症高齢者の増加 ・世帯状況の変化 (単身、未婚の子との同居の増加) ・就労していない子と同居世帯の増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待に発展するリスクを軽減し、早期対応できる ・要護者支援にも重点をおく。 ・終結率を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度など、権利擁護に関する事例検討会、研修会の開催 ・函館市要援護高齢者ネットワーク協議会への参加 ・司法、専門団体との連携、合同研修に参加 ・リーフレットの配布 ・センター内で情報共有し、役割分担しながら複数体制で対応する ・函館市高齢者虐待対応マニュアルにのっとり、市と連携していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護相談対応状況 ・対応件数 ・対応事案内訳 ・相談・通報者内訳 ○高齢者虐待対応状況 ・通報件数 ・通報者内訳 ・虐待案件数 ・虐待対応件数(実・延) ・終結件数(率)
高齢者虐待対応における医療機関とのネットワーク構築	<p><課題> 病院、診療所からの通報が少ない。</p> <p><背景> ・医療機関の虐待への認識や意識不足 ・対応が面倒という意識 ・周知不足</p>	<p>医療機関の虐待の認識意識の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域内医療機関の職員を参集し、事例検討会、研修会を開催する。 ・函館市要援護高齢者ネットワーク協議会への参加し、ネットワークを構築する。 ・リーフレットの配布 ・クリニックに向けた連携シートを作成し、利用する。 ・関わったケースは連携先にフィードバックする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別ケース連携数 ・ネットワーク構築数 ・ネットワーク構築機関 ・高齢者虐待通報者内訳

2. 権利擁護業務

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
権利擁護業務に関するネットワーク構築	<p><課題> ケアマネジャーからの虐待通報が多いが、重症化・困難化している。</p> <p><背景> ・虐待、困難ケースに対する認識不足 ・周知不足</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護関係者(特にケアマネジャー)、地域住民からの情報を早期にキャッチする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネ、介護保険事業所、地域住民に対し高齢者虐待事例検討会、研修会の開催 ・出前講座の開催・リーフレット、広報誌の配布 ・函館市要援護高齢者ネットワーク協議会への参加 ・医療関係者や介護保険事業者、家庭裁判所、法テラス弁護士会などとの研修会や懇談会へ参加 ・センターで参加した各機関の研修会で得た情報を介護保険事業者へ伝達研修会や懇談会を通して共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護業務 ・成年後見制度や消費者被害に関する研修会や事例検討会への参加、開催回数 ・困難事例に関する研修会や事例検討会の開催回数 ○高齢者虐待 ・研修会や事例検討会の開催回数と参加機関数(実・延)
センター内スキルアップ対策	<p><課題> 権利擁護業務に携わる職員が偏っている。</p> <p><背景> ・専門職が複数在職していたこともあり、自分が関わるといった認識が薄い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・センター内全職員が権利擁護の背景や実態を迅速かつ的確に捉え対応できる。 ・ケースを多角的に判断しチームアプローチを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法テラスや成年後見センター等の法的機関や警察や消防、行政等の公的機関と関わったケースを毎朝のミーティングで共有する。 ・センター内での事例検討会開催。 ・長寿社会開発センターで行う権利擁護に関する研修等への参加、伝達研修を行う。(東京) ・認知症介護研修・研究センターや社会福祉士会等が主催する研修会への積極参加、伝達研修を行う。 ・函館市高齢者虐待対応マニュアルに基づき対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・センター内における研修会、事例検討会の開催回数と参加人数 ・センター外における研修会、事例検討会の参加回数と参加人数
住民等に対する広報・啓発活動	<p><課題> 権利擁護ケースの相談が包括に入った際に困難化、複雑化している。</p> <p><背景> ・高齢者・高齢者を含む世帯が孤立しており住民がどこまで関わればよいか迷う。 ・気付いても相談先が分からない。 ・民生委員、地域住民からの相談が少ない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での気付きを促進し包括が、早期に情報等をキャッチ出来る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙・パンフレットの発行、配布する。 ・出前講座、講師派遣、認知症サポーター養成講座を開催する。 ・地域ケア会議、学習会などを通し、啓蒙する。 ・権利擁護に関する講師派遣をする。 ・孤立防止のため家族介護支援担当と連携する。 ・町会、民生、在宅福祉委員、地域サークル活動等に配布し、周知を図る。 ・気になる高齢者に気付く視点を持ち、専門機関へ繋げられるように出前講座、認知症サポーター養成等で周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者虐待 ・広報紙、パンフレット配布回数 ・出前講座の開催や講師派遣による周知回数と対象 ○成年後見制度・消費者被害 ・広報紙、パンフレット配布回数 ・出前講座の開催や講師派遣による周知回数と対象

包括的支援事業

3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第3号

【目的】高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関との連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携することにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行うことを目的とする。

【重点事項】地域包括ケアシステムの構築を意識し、多職種の参加や圏域内の主任介護支援専門員と連携して、ケアプラン指導研修を開催する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
包括的・継続的 ケアマネジメント体制 の構築	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長年の課題となっている多職種との連携体制構築が進んでいないが、連携会議が複数あり、具体的な体制が機能できていない。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多機関との連携についての会議が、複数存在しているが、マネジメントに直結するまでに至っていない。 ・研修会後のアンケートでは、困難なケースとして、医療依存度の高いものが常に上位を占めるが、積極的に参加できる内容の研修会がない。 ・居宅のケアマネジャーが、地域の人やインフォーマルサービス、他の社会資源に関する情報不足で関わる機会が少ない 	<p><計画数値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン指導研修【2回】 <p>1)圏域内の主任介護支援専門員を中心に、地域の社会資源を把握し、介護保険サービスのみならず、包括的にマネジメントできるよう、多機関との連携体制が構築する</p> <p>2)介護保険制度改正の背景を踏まえ、医療機関やインフォーマルサービス事業所との情報交換が可能となり、高齢者が多様な資源に繋がる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域内の主任介護支援専門員と協働し、相互研鑽できるよう、協力しながら必要な研修内容の懇談会（事例検討会 1回） ・「けあまねかふえ」の継続開催をし、介護支援専門員同士や多職種とのネットワーク強化する。（懇談会 2回） ・介護支援の基礎となる相談援助技術やコンプライアンスに関する資質向上を目的とし、ケアプラン指導研修の内容を吟味し企画、参加を勧奨する。（前年度までのケアマネ支援のデータから抽出） ・定期的、または随時にニュースレターを発行しマネジメントへ活用できる情報の提供をする。また、包括的活動を広報し、研修会への参加率を上げる。（月1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン指導研修開催回数（多職種、主任CM連携） ・参加数（率） ・ニュースレターの発行回数
介護支援専門員に 対する個別支援	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・困難ケースなど、スーパーバイズできる環境が整っていないため、ひとりで抱え込んでしまい、更に複雑化してしまっている。 ・ケースへのサービス調整に終始し、マネジメントの質向上やスキルアップに至るOJTの体制が整っていない。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度中央部包括での、ケアマネ支援件数は24件。内容は権利擁護に該当するものもあり、家族親族間の調整が必要となっているものもある。また、精神疾患がある等困難ケースとなっている。 	<p><目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域内の居宅及び施設ケアマネの抱える課題を早期に把握し解決できる ・圏域内の主任介護支援専門員と協働して、個々のマネジメント力を高められる環境、体制が構築される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域内事業所人員体制や、OJT体制を把握するため、訪問、電話等で事業所へアプローチする。（ケアプラン指導研修に不参加の事業所を中心にアプローチ） ・委託している事業所の窓口を明確にし、個別相談をキャッチしやすい環境とする。 ・圏域内の特定事業所、主任介護支援専門員と定期的に意見交換し、相互に研鑽できる場を作る。（ひとりケアマネ事業所への重点的な勧奨） ・地域ケア会議をツールとし後方支援する。 ・包括内部での事例の共有、ケース検討実施。権利擁護ケースとの判別掌握。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援数 ・終結数（率） ・アプローチした事業所数と回数

包括的支援事業

4. 介護予防ケアマネジメント業務

【根拠法令】旧介護保険法115条の45第1項第2号

【目的】二次予防事業対象者が要介護状態になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう支援を行うことを目的とする。

【重点事項】平成29年度からの介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施に向けた体制整備を行う。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
介護予防 ケアマネジメント	<p><課題> 要介護認定非該当者は、基本チェックリストにおいて二次予防対象者に該当する。生活習慣病の発症や悪化、高齢による衰弱状態にあり、要支援要介護状態になるリスクが高い。</p> <p><背景> ○要介護認定非該当者は概ね二次予防対象者である。 ○高齢者率36.2%認定率25.6%と高率である。介護が必要になった原因として循環器疾患、筋骨系疾患が高位にある。 ○健診、生活ニーズ調査より ・腎機能低下、高血圧、脂質異常、尿糖などの有所見者が多い。 ・栄養状態が悪く‘痩せ’が多い。 ・認知症、うつ傾向にある人が多い。 ・健康に関心を持つ人が少ない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 二次予防事業対象者が要介護状態になることを予防できる。 教室終了後にも継続して介護予防の意識を持ち高齢者自らが役割を持ち社会参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> 要介護認定非該当者(二次予防対象者)に対し、心身の状況等に応じて対象者自らの選択に基づき介護予防事業その他の適切な事業等が提供されるように必要な援助を行う。 1) 課題分析(アセスメント)の実施 家庭訪問、基本チェックリスト等からの情報により生活機能低下の原因、背景を明らかにし通所・訪問事業等(健康づくり教室、インフォーマルサービス等)または訪問型二次予防事業への利用を勧奨する。 2) 介護予防ケアプランの作成 (必要時はサービス担当者会議を開催) 3) モニタリングの実施 4) 評価 サービス事業所のアセスメント、モニタリング報告を参考に対象者との面談等により評価する。適宜、再アセスメントし介護予防ケアプランの見直しを行う。 	

包括的支援事業

5. 地域ケア会議推進事業

【根拠法令】介護保険法115条の48

【目的】高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を目的とする。

【重点事項】圏域内の地域課題を明らかにし、把握された地域課題の解決策の検討を行うとともに、全市的な取り組みが必要な課題については「函館市地域ケア全体会議」において、新たな仕組みづくりや政策形成へつなげる。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
個別ケースの検討を行う地域ケア会議	<p><課題> 精神疾患を持つ人や、認知症の方への理解が深まらず、排除しようとする傾向がある。高齢者の課題は多様化しており、介護保険制度のみでは対応が困難。</p> <p><背景> 多様な課題を抱える高齢者が増加する中、認知症等に関する偏見や誤解が解けておらず在宅支援の継続に関して、医療機関を含む多機関での共有が出来ておらず、地域での支援体制が整っていない。</p>	<p><計画数値> ・開催回数 【 6 回】 1) 地域ケア会議を通し、ケアマネジャーの実践力向上が図れる。 2) 高齢者の自己選択を基本とし、住み慣れた地域での生活が継続できるようケア会議を通し、新たなネットワークが構築できる。</p>	<p>・総合相談における地域からの困り事の相談や、ケアマネ支援の困難ケースに対し、課題解決のためのツールとして「地域ケア会議」を開催する。 ・地域ケア会議の開催については、ケースを再アセスメントするため「個別アセスメントシート」への記入をし整理 ・ケアマネが関わっているケースについては、後方支援を基本とし、実践力向上が可能となるよう会議を進行。 ・課題に関わる多職種、多機関協働により、多面的に分析し、課題解決に向け新たなネットワークを点から面へ繋いでいく。</p>	<p>・開催回数と開催達成率 ・参集者</p>
地域課題の検討を行う地域ケア会議	<p><課題> 圏域内の町会や民児協毎の特徴があり抱える課題はさまざま。意見やニーズは社会福祉制度等だけではカバーできない。</p> <p><背景> ・認知症のひとり暮らしの方をどう支えるか。 ・交通の便が悪く外出しにくい。 ・自宅に風呂がなく、あっても一人で入るのは不安。 ・買い物難民、防災活動についてどう活動するか等団体によって関心が多様。</p>	<p><計画数値> ・開催回数 【 3 回】 ・互助を高め、地域ぐるみで要援護者の見守り、支えあい体制が構築できる。 ・地域に不足している社会資源や必要な仕組みづくりの抽出。</p>	<p>・個別ケースを通し、共通して抽出された地域課題の検討を行う地域ケア会議の開催。 ・これまで抽出された意見などを基に、更に地域の課題を整理するため、「日本社会福祉士会地域ネットワーク構築シート」を活用し、会議の開催の目的と、開催後の成果を分析、評価し市へ報告共有する。 【テーマ】(予定) 1) 地域の集い場づくり ・総合事業を見据えた、より具体的な社会資源とは？ 2) 防災を通じた要援護者の把握と見守り等 3) 認知症の方を地域で支えるには。(徘徊模擬訓練等)</p>	<p>・開催数と開催達成率 ・参集者</p>
住民に対する広報・啓発活動	<p><課題> 「地域ケア会議」とは何か・・・が理解されておらず、構えられてしまう。</p> <p><背景> ・「会議」というイメージが先行している。 ・ケアマネの中には「面倒になる」との誤解や、逆に期待値が高過ぎる誤解がある。</p>	<p>・課題解決のツールであることを伝達、広報し「いつでも、何処でも地域ケア会議」とし、主体的に参加してもらえるようになる。</p>	<p>・懇談会、民協定例会などで、成功事例などを、匿名化して、伝達し供に考える。 ・広報紙、パンフレットを作成し配布。</p>	<p>・広報紙・パンフレット配布回数と対象</p>

任意事業

1. 家族介護支援事業

【根拠法令】介護保険法115条の45第3項第2号

【目的】要介護高齢者を介護する者やそれを支える地域住民に対し、適切な介護知識や技術の指導・助言、介護者同士の交流等を行い、介護者を支援することを目的とする。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
家族介護教室	<p><課題> 要介護高齢者等を介護する介護者が介護負担が大きく、介護を継続することが困難になることが懸念される。</p> <p><背景> 要介護高齢者数が増加し、家族など介護に携わる者も増えている。 介護経験のない者が介護をすることになったり、介護者の人数が少ないなど、介護者にかかる負担が大きい。 介護者の負担軽減のために、地域住民の支援が有効である。</p>	<p><計画数値> ・開催回数 【 2 回】</p> <p>要介護高齢者等の介護者が、負担軽減し介護を継続することが出来る。</p>	<p>家族介護教室の開催 要介護高齢者等を介護する家族等やそれを支える地域住民を対象に適切な介護知識や技術の指導・助言を行う。 介護者の交流等を行い介護者を支援する。</p> <p>教室名「あったかいご教室」</p> <p>【テーマ】</p> <p>1)安全でカラダにやさしい介護 起き上がり、立ち上がり、移動等の介助と福祉用具の紹介 2)食事から介護技術や知識を学ぶ 食事の形状や病院食の作り方の習得や試食</p> <p>【講師】包括職員 外部講師(医療、介護専門職、栄養士)</p> <p>【対象】現在介護をしている家族等 介護に興味のある地域住民、在宅福祉委員、民生委員</p>	<p>・開催回数 ・参加者数</p>
住民に対する 広報・啓発活動	<p><課題> 要介護高齢者等を介護する介護者は適切な介護知識や情報等を得ることで介護を継続することが期待できる。</p> <p><背景> 一般的な介護知識はTVや雑誌等で知ることでは出来るが、暮らしている地域の介護の実際はどうか分からない住民が多い。</p>	<p>要介護高齢者等の介護者や支える地域住民が介護の方法や介護相談窓口を知り活用できる。</p>	<p>広報紙やパンフレットの配布により、介護知識や技術、介護福祉制度、相談窓口等について啓発する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護の知識、技術 ・高齢者等の福祉介護サービス ・介護予防 ・健康づくり(健診、予防接種、健康づくり教室等) ・地域包括支援センターの活動紹介 ・認知症サポーター養成講座 等 ・出前講座 	<p>・広報紙・パンフレット配布回数と対象</p>

任意事業

2. 住宅改修支援事業

【根拠法令】介護保険法115条の45第3項第3号

【目的】高齢者向けに居宅等の改良を行おうとする者に対して、住宅改修に関する相談、助言等を行い、高齢者の在宅生活を支援することを目的とする。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
住宅改修支援	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の住まいとして転倒などリスクが高い。 ・制度を知らない高齢者が多い。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・古い住宅が多い。 ・独居高齢者が多い。 	住環境の整備にて在宅で自立した生活を送れるように支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙へ住宅改修や福祉用具に関する情報を掲載する。 ・リハビリ専門職等からの専門的視点からのアドバイスを受ける。 ・適切なマネジメントに基づき、住宅改修工事に係わる相談や助言を行う。また、住宅改修支給申請に係わる理由書の作成を行う。 ・リハビリ専門職、福祉用具業者との勉強会 ・退院、退所時の家屋調査に同行し連携する。 	
住民に対する 広報・啓発活動	<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の住まいとして転倒などリスクが高い。 ・制度を知らない高齢者が多い。 <p><背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・古い住宅が多い。 ・独居高齢者が多い。 	住宅改修や福祉用具に関する知識や制度について、周知し適切な利用の支援をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙作成時、住宅改修や福祉用具の事を掲載する。 ・出前講座での紹介。 ・町会や民生児童委員へ広報紙やパンフレットを配布する。 	・広報紙・パンフレット配布回数と対象